

令和7年度 社会福祉法人和歌山県福祉事業団事業実施報告

はじめに

令和7年度は、次期「中・長期基本計画（令和8年度～）」の策定年度として、法人の将来像を具現化する重要な1年となりました。前年度までに議論を重ねてきた「未来の基本構想」における「大規模施設の縮小」「入所施設の通過施設としての役割重視」「本部集中から圏域重視への転換」といった方針に基づき、地域ニーズに即したサービスの創設や統合を具体的に進めました。

また、令和6年1月に発生した虐待事案を深く反省し、各事業所の事業計画に虐待防止対策を明記するとともに、全職員が人権擁護と虐待防止に継続して取り組んできました。利用者の「おmoi・ねがい」を追求し、職員を大切にする職場環境づくりを並行して進めることで、新たな5年間に向けた強固な土台を築いたスタートの年となりました。

それでは、以下より、令和7年度の各分野の実施事業を報告します。

1. 事業実施報告について

（1）障害児者福祉分野

- 過疎地域にある三重県紀宝町において、手をつなぐ親の会からの要望を受け、継続的に紀宝町及び三重県とグループホームの設置について協議を行いました。その結果、グループホーム用地は紀宝町からの無償貸与契約を締結し、令和6年度補正予算による三重県障害者施設整備事業費補助金（社会福祉施設等施設整備費国庫補助金）の交付を受け（補助金額29,300,000円）、令和8年4月より、定員7名の共同生活住居がスタートしました。
- 令和8年4月より東牟婁生活総合支援センターを再編しました。「東牟婁生活総合支援センターわかばえん」を「東牟婁生活総合支援センターわかば」と「東牟婁生活総合支援センターえん」に分割しました。それに伴い、グループホーム居住を再編成し、定員数を変更しています。そして、「グループホームえん」の日中サービス支援型を廃止し、介護サービス包括型共同生活援助を開始しました。また、「多機能型事業所わかば園」の生活介護事業を廃止し、「就労B型事業所わかば園」に変更しています。

- 令和6年度に引き続き、障害児通所支援事業の在り方の再検討を行いました。「児童デイサービスこまどり」、「児童デイサービスきらり」の児童発達支援を令和7年10月末をもって廃止しました。利用者数の伸び悩みによる経営不振に加えて、職員確保の困難さが大きな理由となりました。また、「児童デイサービスくれよん」についても、児童発達支援を令和7年12月末をもって廃止し、放課後等デイサービスのみに切り替えました。また、令和8年4月より南紀医療地域福祉センター内への組織変更することで職員の効率的配置を行っています。
- 西牟婁圏域で運営していた「訪問看護ステーションすてつぷ」が、従業者確保の困難さから令和8年3月末をもって廃止しました。みなし訪問看護事業として、南紀医療福祉センター内での実施へと集約しました。
- 生活介護事業所アップは建物の老朽化と事業効率の改善を目的として、上富田町朝来から同町市ノ瀬へ移転を完了しました。これに伴い、市鹿野出張所は廃止しました。
- 各障害児者入所施設から5名の方が令和7年度中に地域移行をされています。内訳は、障害者支援施設においては、古座あさかぜ園1名（グループホーム1名）。障害児入所施設においては、有功ヶ丘学園2名（グループホーム2名）、南紀あけぼの園(児童)2名（グループホーム2名）です。

（２） 高齢者福祉分野

- 老朽化に伴い「特別養護老人ホーム南風園」及び「養護老人ホーム白寿荘」の移転改築を計画しています。令和5年度に株式会社松田平田設計と設計監理業務等委託契約を締結。令和6年度には総合評価方式による条件付き一般競争入札の実施に向けて業務の支援を受けるために日本公営都市空間株式会社とコンストラクションマネジメント業務の契約、加えて工期の関係から紀州材の早期調達が必要となり材工分離発注による木材の売買契約を先行して行いました。
また、建築費増大に対応するため、実利用者数が伸び悩む養護老人ホーム白寿荘の定員を実情に見合った形で縮小、共用スペースの効率的利用等により建築スペースの縮小について海南市と協議の上で決定しました。建築費用については、独立行政法人福祉医療機構及び三井住友銀行に対して 9 億円の建築費の借り入れについて理事会で議決し、協議を継続しています。
養護老人ホーム白寿荘の定員適正化として、実利用者数の推移と現員状況を鑑み、令和7年度より白寿荘の定員を50名から40名に削減し、実情に見合った効率的な運営体制へと移行しました。

(3) 児童福祉分野

- 有功ヶ丘学園では、より個別的で家庭的な環境でのケアを提供するため、令和7年4月より「小規模グループケア」を実施しました。これにより、より家庭的環境に近い中で、少人数での生活を通じて児童の生活能力を高め、個別の状況に応じたきめ細かな支援を行っています。

(4) 地域における公益的な取組

- 日高圏域（御坊市）で開始した「子ども食堂」を月1回継続して開催し、地域住民やボランティア、寄付企業との連携を深め、地域に根差した活動として定着させました。また、新たに新宮市で令和8年1月より子ども食堂を開始しました。その他、若年者への発達障害サポートプログラム、ひまわり基金を活用した社会生活支援、福祉セミナーの開催、3か所のアートギャラリー運営、県内障害児者のアート展「Art in 和歌山」の開催など、法人の資源を活かした取り組みを積極的に展開しました。

2. 社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制の整備について

社会福祉法施行規則第2条の25第2項第2号の規定に基づき、令和7年度に係る標記の件について以下のとおり報告します。

- 令和7年9月26日に開催した第166回理事会において、「内部管理体制の基本方針」に係る関連規程である「処務規則」を改正しました。
（「内部管理体制の基本方針」3の（3）関係）
- 令和8年3月6日に開催した第168回理事会において、「内部管理体制の基本方針」に係る関連規程である「文書管理規程、処務規則、福祉サービスにかかる支援の基本構想」を改正しました。
- （「内部管理体制の基本方針」1の（1）及び3の（3）、（4）関係）

※ 「内部管理体制の基本方針」に係る以下の規程等のうち、「内部管理体制の基本方針」の内容に係る一部改正若しくは制定を理事会にて行った場合は、社会福祉法施行規則第2条の25第2項第2号の規定に基づき、当該理事会を含む会計年度の事業報告に、その旨盛り込むこととします。

ア 文書等管理規程	《「内部管理体制の基本方針」	1の（1）関係》
イ リスク管理規程	《「内部管理体制の基本方針」	2の（1）関係》
ウ 処務規則	《「内部管理体制の基本方針」	3の（3）関係》
エ 経営5ヶ年計画	《「内部管理体制の基本方針」	3の（4）関係》
オ 福祉サービスにかかる支援の基本構想	《「内部管理体制の基本方針」	3の（4）関係》
カ 職員倫理綱領	《「内部管理体制の基本方針」	4の（1）関係》
キ 職員行動規範	《「内部管理体制の基本方針」	4の（1）関係》
ク 内部通報制度に関する規程	《「内部管理体制の基本方針」	9の（1）関係》